

赤穂市特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月29日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第56号

赤穂市特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成金交付要綱
の一部を改正する要綱

赤穂市特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成金交付要綱（平成28年赤穂市訓令甲第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第51条の3第2項第2号又は第61条の3第2項第2号に規定する居住費及び滞在費（以下「居住費及び滞在費」という。）」を「又は法第51条の3第2項第2号に規定する居住費（以下「居住費」という。）若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費（以下「滞在費」という。）」に、「負担限度額差額助成金」を「助成金」に、「支給」を「交付」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「障害基礎年金等」とは、厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）に規定する障害基礎年金、障害年金、障害厚生年金、障害共済年金及び障害を給付事由とした年金たる給付をいう。

第3条中「負担限度額差額助成金」を「助成金」に、「次の各号に掲げる要件に該当する者」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「告示第413号の表の上欄の1のイからニ、2のイ、3のイからニ及び4のイ」を「介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号。以下「告示第413号」という。）の表1の項イからニまで、2の項イ、3の項イからニまで及び4の項イ」に、「告示第413号の表の上欄の5のイからニ及び6のイに該当することとなる者」を「同表5の項イからニまで及び6の項イに該当することとなるもの」に改め、同条第2号中「告示第414号の表の上欄の1のイからニ」を「介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号。以下「告示第414号」という。）の表1の項イからニまで又は2の項イからニまで」に、「告示第414号の表の上欄の2のイからニに該当することとなる者」を「同表3の項イからニまでに該当することとなるもの」に改める。

第4条中「交付する助成金」を「助成金」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「表の上欄の1から4」を「表1の項から4の項まで」に、「告示第413号の表の上欄の5及び6」を「同表5の項及び6の項」に、「特定介護保険施設等」を「法第51条の3第1項に規定する特定介護保険施設等及び法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービス事業者（以下「特定介護保険施設等」という。）」に、「告示413号の表の上欄の5及び6」を「同表5の項及び6の項」に、「告示第413号の表の上欄の1から4」を「同表1の項から4の項まで」に改め、同条第2号中「表の上欄の1のイからニ」を「表1の項イからニまで又は2の項イからニまで」に、「告示第414号の表の上欄の2のイからニ」を「同表3の項イからニまで」に、「告示414号の表の上欄の2のイからニ」を「同表3の項イからニまで」に、「告示第414号の表の上欄の1のイからニ」を「同表1の項イからニまで又は2の項イからニまで」に改める。

第7条を次のように改める。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

様式第2号中「赤穂市長」を「赤穂市長 印」に、「支給決定額」を「交付決定額」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 改正後の赤穂市特定入所者に係る食費等の負担限度額差額助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた特定介護サービス又は特定介護予防サービス（以下「特定介護サービス等」という。）に係る助成金について適用し、同日前に行われた特定介護サービス等に係る助成金については、なお従前の例による。